

改正

平成25年 4 月 1 日告示第40号

平成28年 3 月31日告示第35号

令和 4 年 3 月 4 日告示第38号

函南町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の新たな財源の確保及び地域活動の活性化を図るため、町の資産に民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することのできる町の資産（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で町長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の広告媒体の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものの広告

- (2) 私企業のうち公共性のある企業で、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、私企業及び自営業で、町内に事業所を有するものの広告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告として掲載することが妥当であると町長が認めるものの
広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料金、掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

- 2 前項の規定により定める掲載料金は、広告の作成経費、広告の掲載を希望する広告媒体の種類や広告の掲載位置、広告掲載の期間、広告の規格及び類似広告の市場価格を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集)

第6条 前項の募集は、広報かなみ及び函南町ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告を募集することができるものとする。

- (1) 第4条に該当する団体等への募集
- (2) 広告代理店による募集

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、申込期間終了後、次条に定める委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定する。

- 2 町税等の滞納が確認されたときは、掲載を承認しない。ただし、申込者が滞納分を完納したときは、この限りでない。
- 3 第1項に規定する広告掲載可否の決定を行うに当たり、広告掲載募集期間を定めて募集し、申込者が当該広告件数を超えた場合で、かつ、第4条に規定する広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定するものとする。
- 4 町長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

(函南町広告審査委員会)

第9条 広告掲載可否の決定及び掲載内容の審査を行うため、函南町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の委員長は総務部長を、委員は総務課長、企画財政課長、管財課長、産業振興課長、住民課長及び福祉課長をもって充てる。

4 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第10条 委員会の会議は、第8条に規定する審査のほか、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（広告掲載料金の納付）

第11条 広告掲載料金は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、一括納付するものとする。

ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第13条 町長は、町の行政運営上支障があるとき又は町長が指定する期日までに広告原稿、広告物等を提出しなかったとき若しくは広告掲載料金を納付しなかったときは、広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により広告の掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料金）

第14条 広告掲載料金については、町長が別に定める。

（広告掲載料金の還付）

第15条 広告掲載料金は還付しない。ただし、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料金を還付する。

2 前項ただし書きの規定による掲載料金の還付を受けようとするものは、広告掲載料金還付請求書（様式第4号）により町長に請求するものとする。

（広告が掲載された物品の受入れ）

第16条 町長は、広告代理店等が作成する封筒等で広告が掲載された物品について、寄附の申入れがあったときは、委員会に意見を求め寄附の受入れの可否を決定する。

2 広告掲載物品の寄附を受け入れることとした場合は、広告代理店等と広告掲載物品の作成及び寄附に関する書面を取り交わすものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第40号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第35号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日告示第38号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第13条関係）

様式第4号（第15条関係）